百二十　アンゴラ通貨　一〇〇クワンザにつき本邦通貨九八円
百二十一　トルクメニスタン通貨　一トルクメニスタン・マナトにつき本邦通貨三一円
百二十二　ボツワナ通貨　一プラにつき本邦通貨一三円
百二十三　マラウイ通貨　一〇〇マラウイ・クワチャにつき本邦通貨六〇円
百二十四　マリ通貨　一〇〇CFAフランにつき本邦通貨一八円
百二十五　トンガ通貨　一パ・アンガにつき本邦通貨四六円

○文部科学省告示第百七十六号

在外教育施設の認定等に関する規程（平成三年文部省告示第百十四号）第一条の規定により、高等学校の課程と同等の課程を有する在外教育施設を次のとおり認定したので、在外教育施設の認定等に関する規程第二十二条第一項の規定に基づき告示する。

平成二十二年十二月二十八日

文部科学大臣　髙木　義明

名称	位置	設置者
上海日本人学校（高等部）	中華人民共和国上海	上海日本商工クラブ

○文部科学省告示第百七十七号

科学研究費補助金取扱規程（昭和四十年文部省告示第百十号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年十二月二十八日

文部科学大臣　髙木　義明

第十九条を第二十条とし、第十八条を第十九条とし、第十七条を第十八条とする。

第十六条の見出しを「（研究経過及び研究成果の公表）」に改め、同条に次の一項を加える。

2　文部科学大臣は、研究成果報告書の全部又は一部を印刷その他の方法により公表することができる。

第十六条を第十七条とし、第十三条から第十五条までを一条ずつ繰り下げ、第十二条の次に次の一条を加える。

（研究成果報告書）

第十三条　補助金の交付を受けた者は、文部科学大臣の定める時期までに、文部科学大臣の定めるところにより、第六条第一項の計画調書上の計画に基づいて実施した事業の成果について取りまとめた報告書（以下「研究成果報告書」という。）を文部科学大臣に提出しなければならない。

2　前項の文部科学大臣の定める時期までに研究成果報告書を提出しなかった者が、さらに文部科学大臣が別に指示する時期までに特段の理由なく研究成果報告書を提出しない場合には、文部科学大臣は、第七条第一項の規定にかかわらず、この者に対して交付予定額を通知しないものとする。第三条第二項に係る科学研究費補助金の研究成果報告書を、振興会の指示する時期までに提出しない場合についても同様とする。

百二十六　グルジア通貨　一ラリにつき本邦通貨五〇円
百二十七　ブルキナファソ通貨　一〇〇CFAフランにつき本邦通貨一八円
百二十八　モーリタニア通貨　一〇〇ウギアにつき本邦通貨三三円
百二十九　ベナン通貨　一〇〇CFAフランにつき本邦通貨一八円
百三十　ルワンダ通貨　一〇〇ルワンダ・フランにつき本邦通貨一五円
百三十一　ジブチ通貨　一〇〇ジブチ・フランにつき本邦通貨五二円

3　前項の規定により交付予定額を通知しないこととされた者が、その後、文部科学大臣又は振興会が別に指示する時期までに研究成果報告書を提出したときは、文部科学大臣は、第七条第一項の規定に基づき、交付予定額を通知するものとする。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○厚生労働省告示第四百二十六号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十一号）の一部を次のように改正し、平成二十三年一月一日から適用する。

平成二十二年十二月二十八日

厚生労働大臣　細川　律夫

別表Ⅱ区分０５７(1)①を次のように改める。

① 白蓋形成用カップ(I)

ア 標準型　165,000円
イ 特殊型　199,000円

別表Ⅱ区分０５７(2)③を次のように改める。

③ 大腿骨ステムヘッド

ア 大腿骨ステムヘッド(I)　111,000円
イ 大腿骨ステムヘッド(II)　125,000円

別表Ⅱ区分０７８に次のように加える。

(3) 特殊型　195,000円

別表Ⅱ区分０７９(3)中「脊椎用」を「脊椎用(I)」に改め、同区分に次のように加える。

(4) 脊椎用(II)　1ｇ当たり528円

別表Ⅱ区分１３３(7)②を次のように改める。

② 頸動脈用ステント併用型

ア フィルター型　196,000円
イ バルーン型　188,900円

別表Ⅱ区分１３３(11)①エを次のように改める。

エ 水圧式・ワイヤー式デタッチャブル型　129,000円

別表Ⅱに次のように加える。

164 椎体形成用材料セット　371,000円
165 脊椎棘間留置材料　223,000円

○厚生労働省告示第四百二十七号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二十三条の八第二項の規定により、同法第二十三条の二第一項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた登録認証機関であるキーマ・クオリティ・ジャパン株式会社について、その基準適合性認証の業務の範囲を次のように変更する旨の届出があったので、同法第二十三条の八第三項の規定に基づき公示する。

平成二十二年十二月二十八日

厚生労働大臣　細川　律夫